

【資料2】

甲賀市市民参画・協働推進検討委員会からの提言（平成31年3月） に対する市（行政）の取り組みについて

提 言	1. 自治振興交付金の運用について
内 容	自治振興交付金は、「自治振興交付金の手引き」に基づき運用されている。しかし、その手引きの解釈により事業加算金等の適用ルールが地区によって違いが見られる。再度、担当職員、自治振興会に「自治振興交付金の手引き」に基づき解釈も含めたルールを徹底されたい。また、区・自治会が受けている基礎交付金や区活動交付金についての支出の明確化、自治振興会事務局員のための事務加算金の事務経費の実態に応じた引上げ、事業加算金の精算等のルール化、実態に応じた配分といった事については、今後、自治振興会からの意見も十分踏まえつつ適正な見直しを図られたい。
市の 取り組み	【令和2・3年度】 <ul style="list-style-type: none">・自治振興会並びに市職員（支援職員含む）に対し「自治振興交付金の手引き」の周知を行います。・自治振興会との意見交換等を基に、事務経費確保（弾力化）を行います。

提 言	2. 自治振興会の範囲について
内 容	自治振興会は、平成23年度に、地域で顔が見える範囲、すなわち一定程度の区域の広がりを持つつ、市民相互のつながりを保つことができる範囲として、概ね小学校区単位で設立されたが、地域毎で範囲内人口規模の差が大きい。また、自治振興会の人材確保や運営、地域課題解決のための取り組みにも、現状として開きがある。このため、今後、地域の意見を聞いていく中で、人口減少の推移も考慮して、その規模の均衡化を図るべきではないかと考えられる。また、そのエリアを地図に落として明確化されたい。
市の 取り組み	【令和2・3年度】 <ul style="list-style-type: none">・自治振興会の範囲は現状維持としますが、必要に応じて検討を行います。・地域カルテの活用を含め、エリアの明確化を行います。

提 言	3. 自治振興会と区・自治会との関係について
内 容	区・自治会は、限定された地域で加入者を対象に活動を担うが、「自治振興会」は、複数の区・自治会を含む一定のまとまりのある地域において、区・自治会に入っていない市民も対象とし、地域ネットワークを生かして「地域づくり」や「地域課題解決」について広がりを持って活動する団体である。地縁により地域の現状を把握し活動している区・自治会が「自治振興会」の一員となり連

	<p>携することは、「自治振興会」を運営する上で非常に重要であると考えられる。今後、区・自治会、学区区長会、区長連合会などとの関係を整理するとともに、役割の明確化が必要であると考えられる。</p> <p>また、市から自治振興会、区・自治会に対して、自治振興会によるまちづくりの仕組み、ストーリー、重要性、関係について、もっと啓発すべきである。同時に市職員全員が住民に対してその関係性を説明できるように研修の徹底が必要である。</p>
市の取り組み	<p>【令和2・3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり基本条例を基に、自治振興会と区・自治会の役割の明確化を行います。 ・まちづくり基本条例並びに小規模多機能自治の重要性について発信を行います。（自治振興会、区・自治会、市職員等）

提　　言	4．自治振興会の市民への周知について
内　　容	<p>設立から8年が経過しているが、自治振興会の認知度がまだ低いことから、多くの市民の参画が得られていない実態がある。このため、認知度向上させるためには、様々な媒体を使い、自治振興会の成り立ちや法的位置づけ、活動の周知などを図るとともに、活動発表会の開催やフォーラム、まちづくりのための人材育成など様々な取り組みを進めていき、魅力を高めていく必要がある。</p>
市の取り組み	<p>【令和2・3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3同様、小規模多機能自治の重要性について発信を行います。 ・まちづくりに係る人材育成に繋がる、市民参加型のフォーラム（研修会等）の開催を行います。

提　　言	5．自治振興会によるコミュニティビジネスの取り組みについて
内　　容	<p>自治振興会におけるコミュニティビジネスは、単に課題解決のための財源確保といったことだけでなく、地域住民の一人一人のやりがいや生きがいの場の創出により一層の地域活性化を推進することができることや高齢者や子育て中の方などが時間に捉われない働く場が確保していくことから、今後、先行事例も参考としながら、本市においても自治振興会が取り組めるよう進めていただきたい。</p> <p>また、行政が行っている事業を、協働の視点から洗い直し、協働可能な事業は地域と協働し、地域独自で行うことができる事業は、積極的に地域が担っていけるよう必要な支援を進めていただきたい。</p>
市の取り組み	<p>【令和2・3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに向け、自治振興会を対象とした指定管理者制度導入（令和4年度開始目標）を含め、市事業のスライド化を進めます。

提　　言	6．地域マネージャーによる支援について
内　　容	<p>地域マネージャーについては、平成30年度から各地域市民センターに配置され、自治振興会と連携し、地域内の巡回や状況把握、地域課題の整理・分析、地域課題解決や活性化に向けた活動の企画・実践といったことが、大きな役割となっている。</p> <p>しかしながら、現状としては、地域市民センターの施設管理や窓口対応なども兼務しており、十分な支援が得られていないといった声もある。平成30年度には地域マネージャーが市の統一様式で基礎的な地域カルテを作成されたが、さらに地域独自の追加情報を盛り込み、それぞれの地域の特性を活かした地域カルテとなるよう地域や自治振興会としっかりと連携して進められたい。また、カルテ更新のために、市が保有する統計データが自治振興会のエリアごとに反映できるシステムを構築されたい。</p> <p>今後は、自治振興会に軸足を置いた活動が十分に展開されるよう、地域マネージャーの業務執行体制を整え、地域支援に必要な研修をはじめスキルアップを図っていただくとともに、支援に対する評価についても行うようにしていただきたい。</p>
市の 取り組み	<p>【令和2・3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援の更なる推進の為、マネージャーのスキルアップを行います。 ・他自治体の動向を参考に、業務執行体制の整備を行います。（地域雇用化等）

提　　言	7．地域市民センターの位置付けについて
内　　容	<p>現在、市内の地域市民センターは、公民館やコミュニティセンター等に併設されているが、これらの施設については、主に地域住民の活動ために利用されている施設であり、出来る限り地域ニーズに応えて柔軟に使われていく事が望まれる。また、その拠点で働く職員については、自治振興会で雇い、地域の意向により働けるようにするために、今後は、地域市民センターを地域で指定管理していくことができるよう検討いただきたい。</p>
市の 取り組み	<p>【令和2・3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5同様、地域活動拠点の整備に向け、自治振興会を対象とした指定管理者制度導入（令和4年度開始目標）を進めます。

【令和元年度　市の取り組み】

- 10月　　自治振興会代表者会議　（自治交付金の手引き確認、意見交換　等）
- 12月　　自治振興会意見交換会　（提言書について意見交換　等）
- 2月　　「みんなで甲賀市の未来を考えよう！」研修会（地域づくり研修）

=以上=